

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟 殿

認定教室の登録及び運営の適正化に関する規定第11条第1項の規定に基づき調査の結果は、次のとおりである。

西暦20 年 月 日

\_\_\_\_\_ ボールルームダンス連盟

会長

Ⓜ

① 第9条に関し

- イ. 申請書記載のとおりである。
- ロ. 誤りである。

② 第10条に関し

- イ. 第1号ないし第12号までいずれも問題はない。
- ロ. 問題がある。(具体的に)

- (イ) 登録を受理しても問題ない。
- (ロ) 登録は不受理とすべきである。  
( 第8条第\_\_\_\_\_号に該当)

③ 意見

(具体的に)